

令和7年度 貨物事業適正化推進委員会 事業者講習会

- 目次
- 第一部 (講師: 適正化事業部)
 - 1. 巡回指導の重点項目について . . . P 1 ~ 9
 - 2. 関係法令の改正について . . . P 10 ~ 19
 - 3. 健康起因事故について . . . P 20 ~ 26
 - 4. その他 . . . P 26 ~ 27
 - 第二部 (講師: 外部講師)
 - 1. I C Tを利用した点呼とその管理について

1. 巡回指導の重点項目について

■巡回指導とは？

よく言われますが、・・・監査ではありません！あくまでも指導です！

- ・監査 → 行政（運輸支局等）が実施
無通告、違反があれば行政処分あり
- ・巡回指導→ トラック協会の適正化指導員が実施
事前に通知、指導及びアドバイス

しかし、違反事項が多いと、・・・それをきっかけに監査となりかねません！

■予防の側面も！



法令違反や違法行為を早期発見して改善することで、重大な行政処分を未然に防ぐ「健康診断」のようなものです。

一番大切なことは、一度きりの対応では無く継続して見直し、維持していくことです。

1. 巡回指導の重点項目について

A. 巡回指導の総合評価

調査項目の「適」の占める割合で評価しております

要注意

A	「適」が90%以上	D	「適」が60%以上70%未満
B	「適」が80%以上90%未満	E	「適」が60%未満
C	「適」が70%以上80%未満	その他	指導項目が26項目以下の場合

※重点項目（9項目）が「否」の場合は、ワンランクダウンした評価となります

B. 重点項目

1. 運行管理者が選任され届出されているか
⇒ 選任された運行管理者がまったくいない . . . 運輸支局速報
2. 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか
3. 点呼の実施及びその記録、保存が適正か
⇒ 点呼を全く実施していない . . . 運輸支局速報
4. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか
5. 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか
6. 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか
7. 整備管理者が選任され、届出されているか
⇒ 選任された整備管理者がまったくいない . . . 運輸支局速報
8. 定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検・整備を行い点検整備記録が保存されているか
⇒ 定期点検をまったくしていない . . . 運輸支局速報
9. 所定の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか

※巡回指導における総合評価が「E」と判定され、3ヶ月以内に指導項目の点呼・過労防止が改善にならない、健康診断2名以上未受診 . . . 運輸支局速報

1. 巡回指導の重点項目について

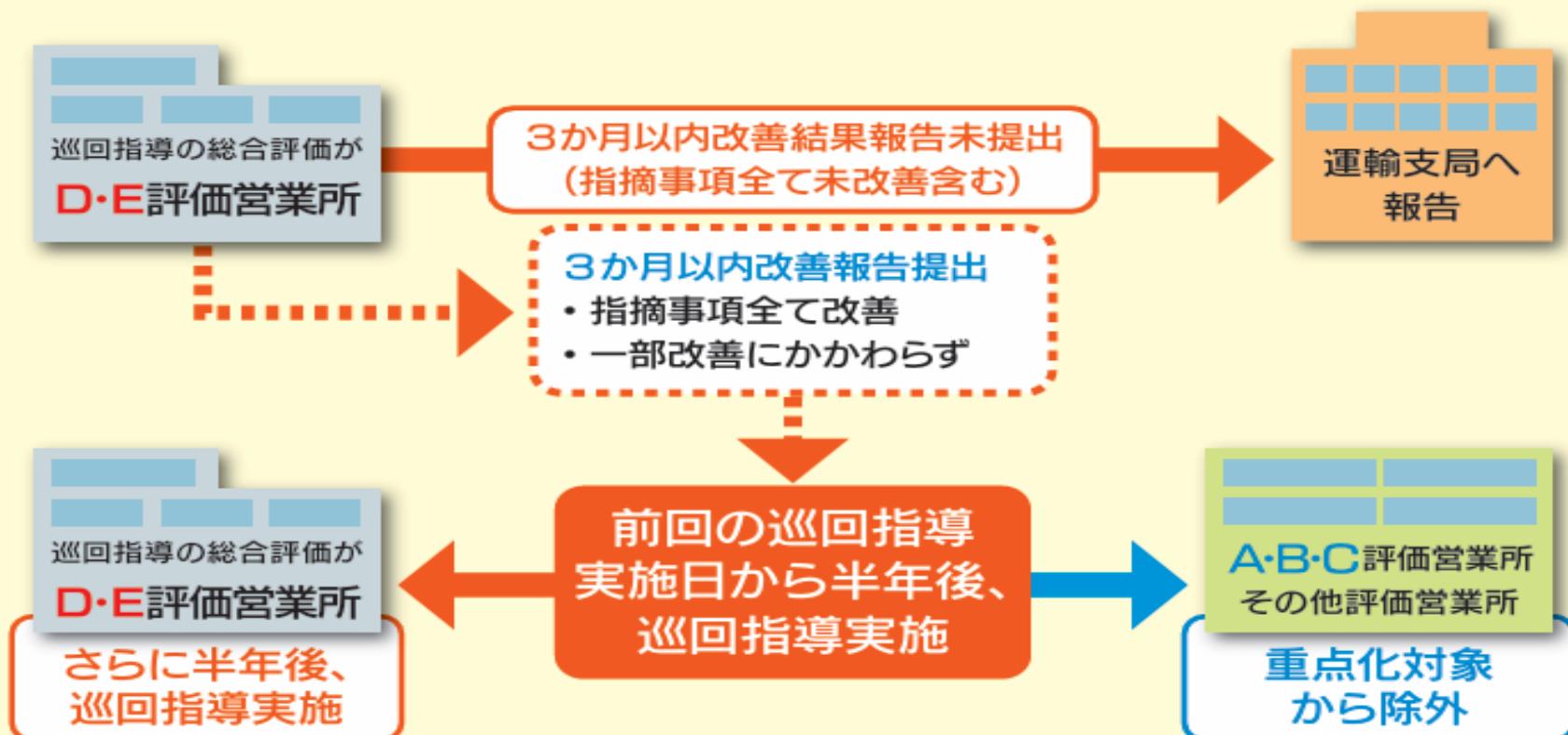
令和5年
4月1日
より

3回続けてD・E評価の営業所は、
監査・処分の対象となります！

注意！

総合評価D又はEの判定を受けたら・・・

速やかに全ての指摘事項を改善し、巡回指導実施日から3ヶ月以内に
必ず改善結果報告書を地方実施機関に提出！



1. 巡回指導項目別調査結果

A. 事業計画等・帳票類の整備報告等（過去3年間の4月～11月累計実績）

区分	重点	調査項目	令和7年度				令和6年度				令和5年度			
			調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10	調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10	調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか	467	1	0.2%		451	4	0.9%		513	1	0.2%	
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	467	13	2.8%		451	9	2.0%		513	13	2.5%	
		3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか	467	5	1.1%		451	6	1.3%		513	2	0.4%	
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	467	5	1.1%		451	6	1.3%		513	4	0.8%	
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か	467	0	0.0%		451	1	0.2%		513	1	0.2%	
		6. 届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）	286	1	0.3%		211	1	0.5%		311	0	0.0%	
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか	465	1	0.2%		416	0	0.0%		483	0	0.0%	
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	465	0	0.0%		416	0	0.0%		483	0	0.0%	
II. 帳票類の整備報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか	194	1	0.5%		192	0	0.0%		217	0	0.0%	
整備報告等		2. 自動車事故報告書を提出しているか	32	0	0.0%		24	0	0.0%		22	1	4.5%	
		3. 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	467	9	1.9%		451	11	2.4%		512	12	2.3%	
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか	467	3	0.6%		451	2	0.4%		513	0	0.0%	
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る）	283	23	8.1%	⑥	225	14	6.2%	⑧	326	28	8.6%	⑧

1. 巡回指導項目別調査結果

B. 運行管理等

区分	重点	調査項目	令和7年度				令和6年度				令和5年度			
			調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10	調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10	調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10
III.運行管理等		1.運行管理規程が定められているか	467	0	0.0%		451	0	0.0%		513	1	0.2%	
	○	2.運行管理者が選任され、届出されているか	463	6	1.3%		416	5	1.2%		483	4	0.8%	
		3.運行管理者に所定の研修を受けさせているか	456	30	6.6%	⑧	404	29	7.2%	⑤	471	43	9.1%	⑦
		4.事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか	465	1	0.2%		416	0	0.0%		483	3	0.6%	
	○	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか	467	38	8.1%	⑤	452	28	6.2%	⑨	513	61	11.9%	⑥
		6.過積載による運送を行っていないか	464	0	0.0%		416	0	0.0%		483	0	0.0%	
	○	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か	467	44	9.4%	④	452	35	7.7%	④	515	69	13.4%	④
		8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	467	4	0.9%		452	3	0.7%		515	4	0.8%	
		9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	430	5	1.2%		391	2	0.5%		462	10	2.2%	
		10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か	150	8	5.3%	⑩	123	5	4.1%		146	18	12.3%	⑤
	○	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	467	27	5.8%	⑨	450	30	6.7%	⑥	513	33	6.4%	⑩
	○	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	344	82	23.8%	①	316	60	19.0%	①	352	73	20.7%	①
	○	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	342	37	10.8%	②	314	34	10.8%	②	355	68	19.2%	②

1. 巡回指導項目別調査結果

C. 車両管理等・労基法等・法定福利費・運輸安全マネジメント

区分	重点	調査項目	令和7年度				令和6年度				令和5年度			
			調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10	調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10	調査件数	「否」件数	「否」割合(%)	ワースト10
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程が定められているか	461	0	0.0%		423	0	0.0%		484	0	0.0%	
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか	461	2	0.4%		418	7	1.7%		483	2	0.4%	
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	436	45	10.3%	③	393	35	8.9%	③	438	66	15.1%	③
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行ってているか	467	17	3.6%		451	6	1.3%		511	9	1.8%	
	○	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか	467	17	3.6%		451	22	4.9%		513	33	6.4%	
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか	340	1	0.3%		319	4	1.3%		319	1	0.3%	
		2. 36協定が締結され、届出されているか	458	13	2.8%		413	9	2.2%		478	13	2.7%	
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）	465	0	0.0%		416	1	0.2%		482	0	0.0%	
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	466	33	7.1%	⑦	451	30	6.7%	⑦	513	39	7.6%	⑨
VI. 法定福利費		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか	462	3	0.6%		434	9	2.1%		502	2	0.4%	
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	463	6	1.3%		444	9	2.0%		508	4	0.8%	
VII. 運輸安マネ		1. 運輸安全マネジメントの実施は適切か	465	11	2.4%		416	15	3.6%		483	15	3.1%	

ワースト1位：特別指導

ワースト4位：点呼の実施

ワースト7位：健康診断

ワースト10位：運行指示書

ワースト2位：適性診断

ワースト5位：過労防止

ワースト8位：運管講習

ワースト3位：整管研修

ワースト6位：事業・実績

ワースト9位：安全指導

これからテストをします！

問題の下線部が正しい場合は○を間違っている場合は×を付けてください。

設定

- ・ 宮城県内に本社営業所があり決算は5月末
- ・ 休憩室、睡眠室の届出あり
- ・ 運転業務をするものは、常時運転する10名と年に数回程度運転する倉庫作業員1名の計11名
- ・ 深夜業務をしている運転者が数名いる

1. 巡回指導の重点項目について

Q1：事業報告書、事業実績報告書は、決算から100日以内の提出なので2つとも8月初めに届出します。

Q2：当初は、泊を伴う運行があったので休憩室、睡眠室で届出しています。現在は日帰り運行だけなので睡眠室の寝具は撤去して休憩室として使っています。

Q3：運転者台帳は、常時運転する10名分を作成しています。
年に数回程度運転する者は作成していません。

Q4：乗務員教育について、毎月実施するのが難しいので3ヶ月毎に実施しています。

Q5：乗務員教育は、常時運転する10名に実施しています。
年に数回程度運転する者には実施していません。

1. 巡回指導の重点項目について

Q 6 : 選任している運行管理者が一般講習を令和7年3月に受講しました。 次は令和9年の5月に受講予定です。

Q 7 : 每月8日程度早朝4時から運転しているドライバーがいるが年1回健康診断を受診させている。

Q 8 : 継続9時間の休息期間を与えることが困難なため分割休息として次の対応をした。

月曜10時 始業	15時	18時	22時	火曜1時	4時	8時 始業
拘束時間 5時間	休息期間 3時間	拘束時間 4時間	休息期間 3時間	拘束時間 3時間	休息期間 4時間	

Q1 () Q2 () Q3 () Q4 ()

Q5 () Q6 () Q7 () Q8 ()

2. 法改正関係

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

概要

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社會的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

(※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制

(※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施

(※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

（1）体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

（2）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

1. 事業許可の更新制度の導入

- トラック運送事業の許可是、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失う。
- 許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせることができる。

(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、
法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。

(2) 更新申請時には、一定の手数料収受を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、今後3年以内を目途に決定。

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

○ 国土交通大臣は、 トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。

- (1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。
- (2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。
- (3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。

2. 法改正関係

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- トラック運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 受注者の義務
- トラック運送事業者・利用運送事業者は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 発注者の義務

(1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。

2. 法改正関係

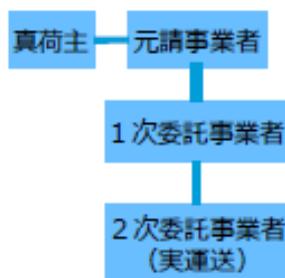
3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するためには必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「**2次請け**」=
再々委託までに制限するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

<今後の取引構造>



(3) その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

2. 法改正関係

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- 何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。)

現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は帮助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。

(1) **国土交通大臣**は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

- ①当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき
⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施
- ②当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき
⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

(2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。

(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知**。

5. その他

- トラック運送事業法に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る**「物流政策推進会議」**と、その下に実務者会議を設置。

(1) トラック運送事業法の目的に、「**労働環境の適正な整備に留意すること**」を明記。

(2) トラック運送事業者の義務として、「**労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること**」を追加。 → **許可更新の要件**にも含まれる

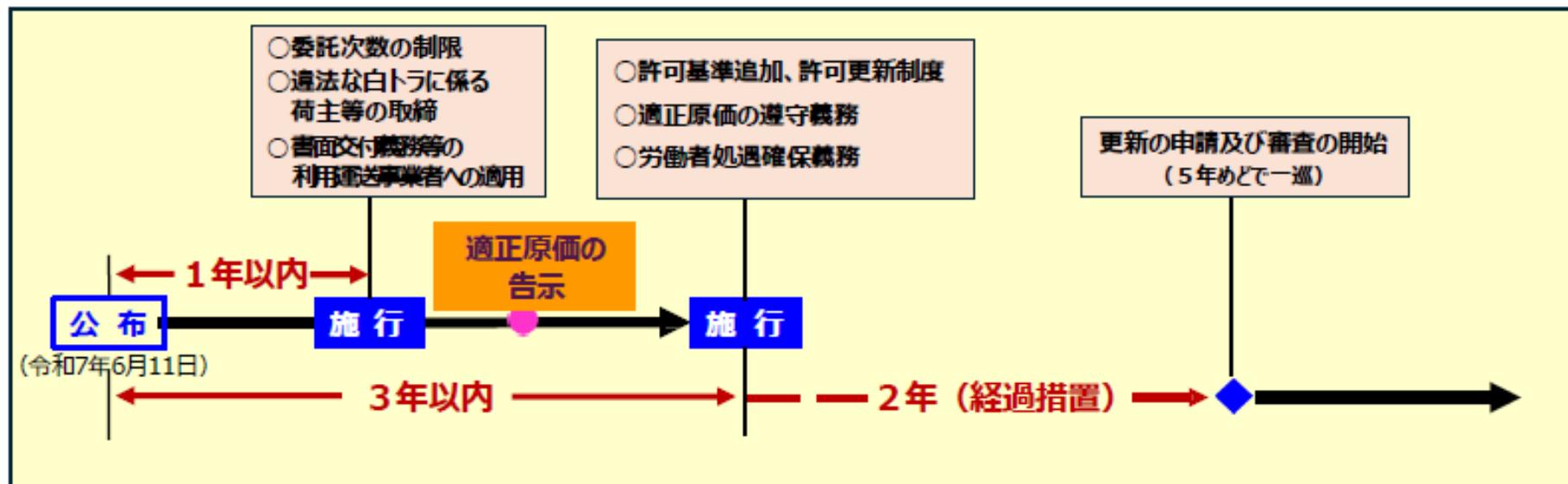
トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長など**。

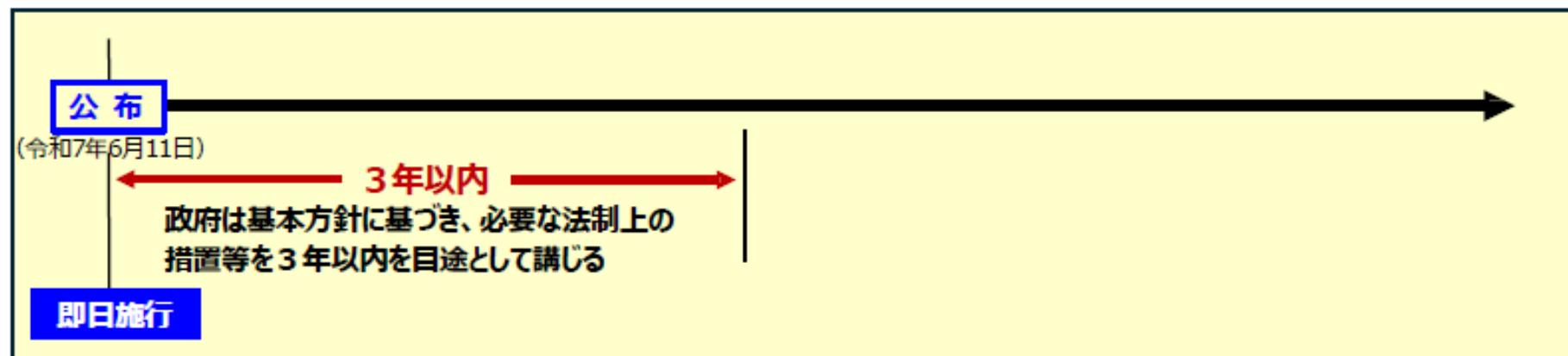
2. 法改正関係

6. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



2. 法改正関係

各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました！

今般、貨物自動車運送事業者がその事業を継続して遂行するために適切な計画として定めている事業計画に反して事業を行っている場合、法令順守への意識が低く、悪質な法令違反が行われている可能性があることから、事業の改善を図るため、事業計画に従い業務を行うべきことを命令する発動基準が制定されました。

貨物自動車運送事業法第8条2項に基づく命令を発動する基準（施行日）令和7年5月1日

- 巡回指導において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目が「否」であり、改善期限内に改善がなされない場合。※ただし、事業計画変更認可申請に係る審査中は除く
- 運輸支局による監査において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目に違反があると認められた場合
- その他、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数が事業計画における事業用自動車の種別ごとの数を満たさなくなったと認められる場合



適正化実施機関における巡回指導

事業用自動車の種別及び数に「否」で、未改善の場合
※事業計画変更認可申請に係る審査中のものは除く

運輸支局における監査

事業用自動車の種別及び数に「違反」がある場合

通知

運輸支局等に呼び出し

事実確認及び事業計画に定めるところに従い事業を行うよう指導を行い、
3ヶ月以内に改善を求める

命令発動

改善期限内までに改善がない場合

行政処分（初違反10日車、再違反20日車）を実施し、
再度、事業計画に従い業務を行うよう改善を求める

再度、命令発動

命令違反の場合

許可の取り消し処分

一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における取扱い

一般貨物自動車運送事業者等が破産又は所在不明により長期にわたり休止状態にある場合における事業許可の取扱いが下記の通り定められました。

1. 破産の場合

事業者が破産法の規定により破産宣言を受けたときは、破産管財人による貨物自動車運送事業第32条の事業の休止又は廃止の届出するよう通知を行います。



2. 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、必要に応じて事業場等への立入検査等を行い、事業を行っていないと認められるときは、許可の取消が行われます。

所在不明として調査対象となる事業者

長期にわたり事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものと思われる以下の事業者
①2年以上にわたり事業報告書及び事業実績報告書を提出していない事業者
②所在不明、倒産等の風評のある事業者
③適正化事業実施機関から所在不明営業所と報告のあった事業者

所在不明等の確認（事業場等への立入検査等）

所定の手続きを経たうえで所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行います。
また、所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要な行政処分を行い、事業計画の変更申請又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講じます。

所在不明事業者の許可取消し手続き

所在不明等の確認の結果、一定期間（概ね1年程度）事業を行っていないと認められるときは、行政手続法等関係法令に基づき手手続きを行います。

3. 事業廃止又は許可取消しに伴う車両の取扱い

事業廃止又は許可取消し処分を受けた事業者の事業用自動車を当該事業者以外の事業者が使用していたときは、行政処分を行います。

4. 違法行為を行っているおそれのある事業者の事業計画変更認可等の取扱い

名義貸し等の違法行為を行っているおそれのある事業者から事業の拡大を内容（事業の譲受、営業所・荷役所の新設、増車、積合せ運送の許可等）とする申請については、実態調査を行い、業務の適正化が十分に行われたと認められた場合に認可等の処分が行われます。

3. 健康起因事故対策について

安全な運送には、運転者が健康であるということが重要

- 運転者の急な発病により事故に至る事例もある一方で、運転者の健康状態の把握や健康管理により事故を防げる可能性があります

運転者の疾病による事事故例

心不全による事事故例

概要

タクシー事業者が乗客3名を乗せ運行中、道路右側電柱に衝突。運転者及び乗客1名が死亡、他2名が重軽傷。

報道によると心不全。

※健康診断は、直近2年未受診。

運転者は10年前に医師から心疾患の診断を受け投薬を続けていたが、事業者は把握していなかった。

原因



令和2年12月17日北九州市内にて発生

くも膜下出血による事事故例

タクシー事業者が乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねた。歩行者1名が死亡、他の歩行者5名が重軽傷。また、運転者は後日死亡。

くも膜下出血による意識消失の疑い。

※健康診断は、事故の1ヶ月前に受診。

高血圧、脂質異常症について治療中だったが、事業者は治療内容や服薬状況を把握していなかった。

くも膜下出血の危険因子を抱えているにも関わらず、健康診断での血中脂質・血糖検査や心電図検査を省略。



令和3年1月4日渋谷区笹塚（甲州街道）にて発生

3. 健康起因事故対策について

健康起因事故とその報告件数の推移

- ・ 健康起因事故とは、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなったものを指します
- ・ 健康起因事故として自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、令和3年以降、増加傾向に転じています
- ・ 令和5年は健康起因事故の報告件数のうち約25%が衝突・接触を伴う交通事故に至っています

健康起因事故とは

- ・ 健康起因事故とは、
運転者の疾病により事業用自動車の運転を
継続できなくなったもの

接触・衝突を伴うもの



または

接触・衝突を伴わないが
運転を中断したもの



健康起因事故の報告件数※



3. 健康起因事故対策について

健康起因事故対策の全体像

- 1年に1回運転者に健康診断を受診させ、健康状態を把握することに加え、業務前点呼での健康状態の確認や健康管理に関する指導・監督が求められます
- 1人で事業を行っている場合も、自ら実施することが求められます

健康起因事故の対策の全体像

求められる対策

実施タイミング

概要

健康診断

1年に1回

- 健康診断を1年に1回受診させ、受診結果を事業者に提出させることで、運転者の健康状態を把握する

点呼

運行業務の開始前

- 運転者の疾病、疲労、睡眠不足やその他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認する

指導・監督

毎年

- 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることや健康管理の重要性を運転者に理解させる

3. 健康起因事故対策について

点呼 指導・監督

- 点呼では、運転者の疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等を確認します
- 指導・監督では、運転者に健康管理の重要性を認識させることが求められます

点呼（義務）

点呼では、運転者の健康状態を確認し、
以下のような症状を目安として乗務の可否を判断する。

乗務中止の 目安となる 症状例

脳・心臓疾患に
係る前兆のうち
急を要するもの

- 左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感等がある
- 息切れ、呼吸がしにくい
- 片方の手足、顔半分の麻痺・しびれを感じる
- 言語の障害が生じる
- 片方の目が見えない、物が二つに見える等知覚の障害 など

総合的に 乗務可否の 判断が 必要な症状例

- 発熱
- 疲労感、眠気
- 腹痛、吐き気、下痢
- 怪我などによる痛み

◆ 一人で事業を行っている場合は、自ら確認を行う。
ご家族等と同居している場合には、
その方に自身の体調を客観的に見てもらうことも有効。

指導・監督（義務）

指導・監督の 内容

疾病が事故の要因となるおそれがあり
健康管理が重要であること

- 業務の特性上、業務形態が不規則となることや車内で食事を簡単に済ませることがあり、生活習慣病等の予防のために健康管理を心がけることが重要であること
 - 心身の健康のために定期的な健康診断やストレスチェック等の受診が必要であること
- ◆ 一人で事業を行っている場合は、自ら必要な知識を習得する必要がある

3. 健康起因事故対策について

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル

- 国土交通省では、健康起因事故を防ぐための方策を整理した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を公開しています

1. 運転者の健康状態の把握

- 定期健康診断による疾病の把握（義務）
- 一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握（義務）
- 脳疾患・心臓疾患や睡眠時無呼吸症候群等の主要疾病に関するスクリーニング検査（推奨）

※ ①～③において異常所見等がある場合には、医師の診断や面接指導、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、医師の意見を聴取（義務）

2. 就業上の措置の決定

- 医師の意見を踏まえ就業上の措置の決定（義務）
- 医師等による改善指導（義務）

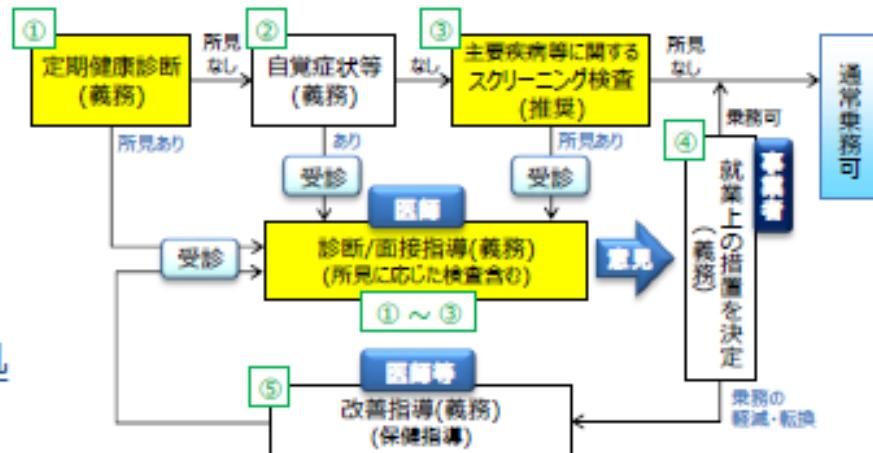
3. 判断目安に基づく乗務前・中の判断・対処（義務）



事業用自動車の運転者の
健康管理マニュアル

平成22年7月策定
平成26年4月改訂

就業上における判断と対処の流れ



参考) 事業用自動車の運転者の
健康管理マニュアル



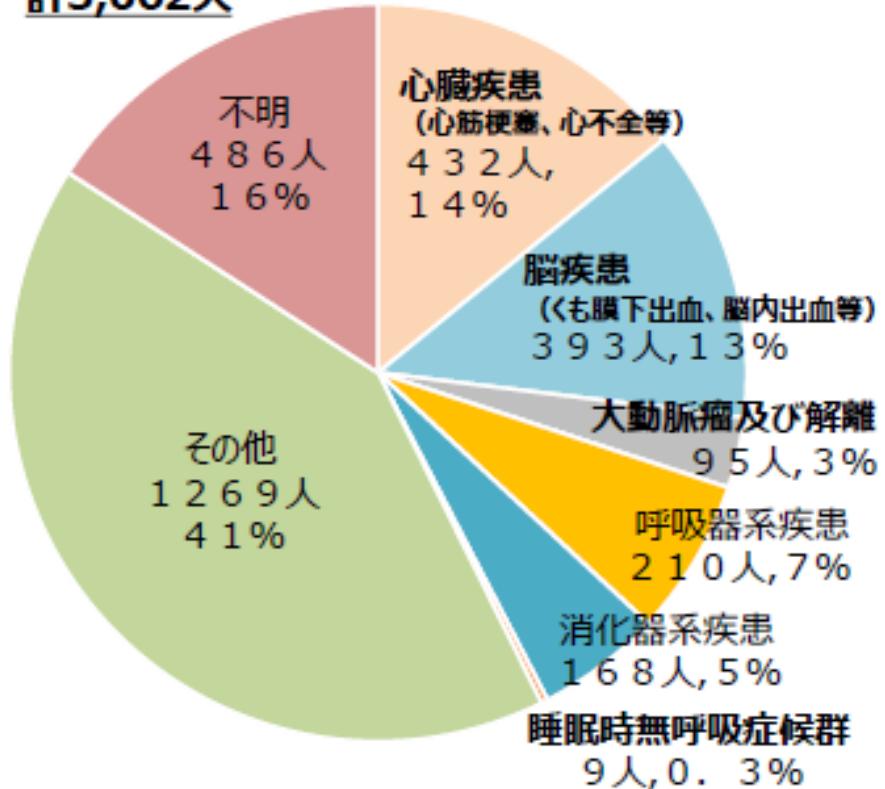
3. 健康起因事故対策について

健康起因事故の疾病別の内訳（平成26年～令和5年）

- 過去10年間で健康起因事故を起こした運転者3,062人のうち、心臓疾患が14%、脳疾患が13%、大動脈瘤及び解離が3%を占めています
- うち、死亡した運転者491人の内訳は、心臓疾患が55%、脳疾患が10%、大動脈瘤及び解離が14%となっています

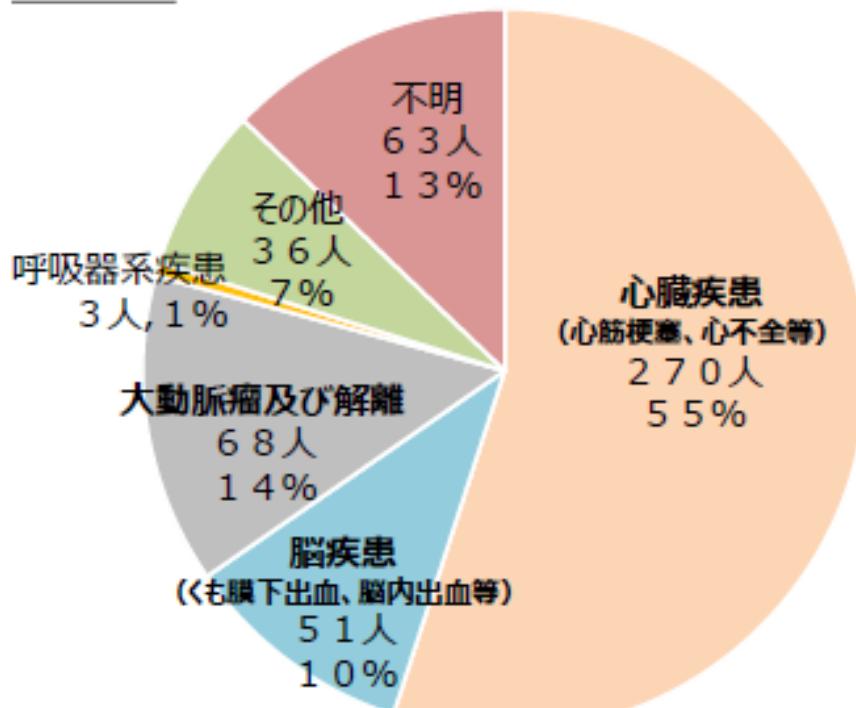
健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳
(平成26年～令和5年) ※

計3,062人



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳
(平成26年～令和5年) ※

計491人



※運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、
自動車事故報告規則に基づき報告のあったものの内訳

4. その他（整備管理者選任後研修）

整備管理者の皆様へ

←

←

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。整備管理者研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について(平成15年3月18日付け国自整第216号)に基づき、各地方運輸局等において研修会場等で対面により実施されているところですが、令和5年度及び令和6年度。

において、一部の運輸支局でオンラインによる研修を試行的に実施し、本人確認及び受講態度等課題の検証を行い、令和7年度は全国で「整備管理者選任後オンライン研修」での受講が可能となりましたので、お知らせします。

ただし、整備管理者選任後オンライン研修で受講できる人数に限りがあります。

なお、現在計画している対面による研修については、計画どおり実施します。

←

記

1. 対象とする研修：令和7年度 整備管理者選任後研修

2. オンライン研修受付期間：令和7年10月1日(水)

令和8年2月12日(木) 23:59まで

※定員に達した時点で受付終了となります。

3. オンライン研修期間：令和7年10月1日(水)

令和8年2月15日(日) 23:59まで

4. オンライン研修サイト：<https://r7-seibi-kanrishakenshu.jp> (24h可能)

←

5. 利用方法 等：左記QRからご確認ください。



↑東北運輸局 HP

すでに対面による研修を申し込みされている方で、オンライン研修を受講希望の方は、初めにオンライン研修を申し込みいただいたから、対面研修の申し込みをキャンセルしていただきますようお願いします。

また、対面による研修を予約システムにて予約された方は、別紙方法により手続きいただきますようお願いします。

なお、予約システムを用いず予約された方については、予約受付窓口（運輸支局又は各協会）に予約した際の方法（メール、電話、FAXなど）によりキャンセルする旨、お知らせください。

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課

【問い合わせ先】

株式会社アカンパニーテクノロジーズ（国交省委託先）

➢ 各種マニュアルで解決出来ない場合：050-1726-8071 又は kato@e-webinar.net

➢ 研修内容に関する事：<https://forms.cloud.microsoft/r/xKAs4qKb2T>

4. その他（アンケートのお願い）

本日の講習会について
アンケートにご協力ください。



QRコードをスマートフォンで読み取ってください。

※本日の講習会資料は、宮城県トラック協会ホームページにPDFデータを掲載しておりますので、必要な方はダウンロードしてください。

宮城県トラック協会HP「適正化情報・Gマーク」

<https://www.miyatokyo.or.jp/wp/wpcontent/themes/blankslate/teki/>

■テストの回答と解説

テストの回答です！

Q1 → ×

事業報告書は**企業の決算日から100日以内**、事業実績報告書は前年4月1日から3月31日までの1年間の実績を**毎年7月10日までに提出してください。**

Q2 → ×

睡眠室として届出しているのであれば、**清潔な布団、ベッド等の寝具が必要になります。**
※休憩室は必須ですが、睡眠室は運行計画上必要がなければ削除しても構いません。

Q3 → ×

自社で雇用する運転者全員が対象となります。**仮に経営者や管理者等がまれにトラックに乗務するという場合でも作成しなければなりません。**

Q4 → ○

法定12項目を1年間で実施しますが、開催回数の定めがないため**1ヶ月毎に1項目、2ヶ月毎に6項目の実施でも可能です。**但し、きちんと計画を立てて運転者全員に確実に実施し、欠席者にもフォローをしてください。

■テストの回答と解説

Q 5 → ×

当該営業所で選任運転者として運転者台帳を作成している方は全員受講対象になります。なお、指導者として参加している場合も受講しているとみなします。

Q 6 → ×

当該営業所で選任されている運行管理者は一般講習を受講した日付の年度から2年に1回受講する必要があります。令和7年3月は令和6年度なので次回は**令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）**に受講する事。

Q 7 → ×

深夜業（22：00～翌朝5：00）を1週1回以上または1カ月に4回以上実施している場合は**6ヶ月毎に年2回受診する必要**があります。

Q 8 → ×

休息期間の合計が、 $3 + 3 + 4 = 10$ 時間です。**3分割に必要な12時間に達していません。**

MEMO

